ACSES ニュースレター_２３０１号（2022 年４月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇燃え上がる工場 爆発も発生　街に響く悲鳴 被害は...　中国<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・三菱電機、変圧器の性能不正を３月まで継続　出荷先の原発は非公表<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書（令和３年度報告書)」の公表<消防庁>
・プラント保安分野におけるドローンの安全な活用の促進に向けたガイドラインの改訂<消防庁>
・補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を行いました<経済産業省>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８４報）<厚生労働省>
・原発避難、東京電力に賠償命令　国への請求は棄却、さいたま地裁<Web報道>
[大災害対策]
・大分大がクライシスマネジメント機構設立　感染症や災害危機に対応<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報（2022 年３月分）の更新<産業環境管理協会>
[4] 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）<厚生労働省>
[5] 健康安全
◇原因不明の小児肝炎、欧米で広がる　死亡例なし　政府が情報収集<新聞報道>
[6] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報(化学物質)No.08(2022) <国立医薬品食品衛生研究所>
[7] 廃棄物関係
◇令和３年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況について<環境省>
◇日本国環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局との間の廃棄物分野における協力覚書の署名について<環境省>
[8] 温暖化対策関係
◇CO2 最大 2.4 億トン地中に　50 年、経産省の脱炭素方針<Web 報道>
◇「民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめに向けた提言」の公表について<環境省>
◇龍谷大学との地域脱炭素の推進に関する協力協定書の締結について<環境省>
[9] 環境安全関係

二人静（フタリシズカ）

◇（仮称）新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇（仮称）八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［10］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
［11］その他省庁発表　　１件
［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［13］海外の化学物質管理情報
〇国際：１件　　〇欧州：13 件　　〇米国：６件　　〇カナダ：１件
［14］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：14 件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件
［付録］
◇教育現場を支える非正規教員 9 万 8000 人〈放送報道〉
◇「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」～併せて、化学設備等の定期自主点検におけるドローン導入マニュアル、事例集を作成～〈厚生労働省〉
◇電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について〈経済産業省〉
◇ご自身の強みを約 15 分で診断できるホワイトカラー対象の職業能力診断ツール「ポータブルスキル見える化ツール」を提供中～キャリアコンサルタント向けのマニュアルと映像教材も合わせて提供～〈厚生労働省〉
・ポータブルスキル見える化ツール（職業能力診断ツール）〈厚生労働省〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇燃え上がる工場 爆発も発生　街に響く悲鳴 被害は...　中国
＜FNN プライムオンライン　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/349752
19 日の夜、中国・四川省で起きた工場火災。
住民がカメラを向けていた、その時だった。
爆発音とともに、巨大な火柱が立ちのぼり、近くにいた人が一斉に逃げ出した。
燃えたとみられるのは、日用品やエタノールなどの化学品。
火の勢いは激しく、炎で周りが明るくなるたび、街に悲鳴が響き渡る。
カメラを通してもわかる、火事のすさまじさ。
被害が心配されたが、現地のメディアによると、この火事でけがをした人はおらず、およそ 1 時間半後に消し止められた。
火が出た原因は、調査中だという。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028510/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220421_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：74 件
うち重大事故等として通知された事案：27 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028511/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220421_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):2件
(2)事故情報(食中毒情報)：4件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：36件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：5件

・三菱電機、変圧器の性能不正を３月まで継続　出荷先の原発は非公表
＜朝日新聞　2022 年 4 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4P7KG4Q4PULFA03D.html

製品の検査や品質をめぐる不正が相次ぐ三菱電機で、また新たな問題が明らかになった。今回は原子力や火力発電所などで使われる変圧器で、40 年間にわたって試験データの偽装などをしていた。経営トップが引責辞任し再発防止を強調していたが、３月まで不正が続いていた。調査が終わる時期も不透明で、信頼回復は遠のいている。

問題があった変圧器は大型のもので、原発や火力発電所、鉄道の変電所などで使われている。出荷前の試験で規格以上の温度になったのに、虚偽の数値を記していたものもあった。電力供給に関わる重要な機器の不正だが会見は開いておらず、納入先も明らかにしていない。製品の安全性について「即時に故障や事故は発生しない」としているが、外部からは検証しにくい。変圧器は大型で高額なものもあり、交換するとなれば時間やコストがかかる可能性がある。

三菱電機では昨年６月に長崎製作所で不正が発覚したことを受け、昨年７月に社外の弁護士らでつくる調査委員会を立ち上げた。その後は毎月のように不正が発覚した。

経営責任を問われ、７月には当時の杉山武史社長が、10 月には柵山正樹会長が辞任した。新社長になった漆間啓氏は再発防止を徹底し、組織風土の改革を急ぐとしていた。

だが、調査委の指摘で今回の…

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書（令和３年度報告書)」の公表
＜総務省消防庁　2022 年 4 月 20 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/c81e25a569b1beb1dd235ad7774971279fbefd3d.pdf

各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されていることから、消防庁では「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、IT 機器の使用範囲の拡大や AI の可能性について検討を行ってきました。

また、カーボンニュートラルに向けて、大容量のリチウムイオン蓄電池の利用が見込まれることから、その輸送時における課題解決についても、併せて検討を行ってきました。

この度、報告書（中間報告）がとりまとめられましたので、当該報告書を踏まえ、以下のとおり対応することとしました。

【検討会報告書の主な内容とそれを踏まえた対応】(詳細は別添資料を参照)

１ プラントにおける屋外貯蔵タンクの可燃性蒸気滞留範囲の明確化に関する事項

防爆構造を有しないドローン等の電子機器を使用できるよう、可燃性蒸気を実測した結果に基づき、定常時の屋外貯蔵タンク周囲（タンク上部及び溜めます内部を除く。）及び防油堤内については、可燃性蒸気が滞留する範囲外の場所として整理するべきであるとされた。

このことについて、関係省庁と協議し、周知に関する必要な措置を講ずることとする。

２ セルフ給油取扱所における AI 等による給油許可監視支援に関する事項

(1) セルフ給油取扱所で、従業員が顧客の給油作業等を監視する業務の支援として AI 等が利用できるよう、ガイドラインの作成に向けた検討を実施し、その妥当性を検証するための実証実験等を令和４年度に実施することとされた。

(2) 給油取扱所の敷地内において、監視カメラ等の監視設備により顧客の給油作業を適切に監視できる場合、従業員が顧客の給油作業等の監視、制御等を行う設備である制御卓の位置を任意に設定できるようにするべきであるとされた。

このことについて、令和４年度中に省令改正等、必要な措置を講ずることとする。

３ キュービクル式リチウムイオン蓄電池の一時的な貯蔵に関する安全性の検討に関する事項

電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を収納するキュービクルについて、耐火性を有する布で開口部を十分に覆った場合は、キュービクルごとの危険物の量を合算しないことで貯蔵を可能とするべきであるとされた。

このことについて、地方公共団体や関係業界団体等に周知を図ることとする。

※ 報告書全文については、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載します。

・プラント保安分野におけるドローンの安全な活用の促進に向けたガイドラインの改訂

＜総務省消防庁　2022 年 4 月 20 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/705f73cf1b26fac0777183d9fe222f722a5879c2.pdf

消防庁では、プラント保安分野におけるドローンの安全な活用の促進に向け、厚生労働省及び経済産業省と連携し、プラント内でドローンを安全に運用するための「ガイドライン」を改訂しました。

１ 背景

石油コンビナート等のプラントにおけるドローンの活用は、高所点検の容易化、点検頻度の向上による事故の未然防止、災害時の迅速な現場確認等が可能となり、プラントの保安力の向上に繋がると期待されています。このため、平成 31 年３月に、事業者がプラント内においてドローンを安全に活用・運用するために留意すべき事項等を整理した「ガイドライン」等をとりまとめ、公表したところです。

今般、設備の近傍での飛行における安全確保のために必要な措置の追加等を行い、ガイドラインを改訂しました。

２ 今般のガイドラインの主な改訂内容

① 設備の近傍での飛行における安全確保のために必要な措置の追加

② 事業者等へのヒアリングを踏まえた内容の整理

③ 令和２年６月に行われた航空法改正ならびに、令和３年９月に行われた航空法施行規則改正による制度変更への対応

３ ガイドラインの公表

・ 最新版のガイドラインについては以下リンクを御確認ください。

（https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/jisyuhoan_shiryo.html）

・ 厚生労働省及び経済産業省においても、本日、ガイドラインの改訂について報道発表しています。

・「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」

～併せて、化学設備等の定期自主点検におけるドローン導入マニュアル、事例集を作成～〈厚生労働省〉

-----> *末尾［付録］*

・補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を行いました

＜経済産業省　2022年4月20日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220420002/20220420002.html?from=mj

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８４報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6H43gsScK9z37zJY
１　自治体の検査結果
岩手県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、横浜市、相模原市、静岡県、和歌山県、香川県
※ 基準値超過　なし

・原発避難、東京電力に賠償命令　国への請求は棄却、さいたま地裁
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889337909142847488?c=39546741839462401
東京電力福島第 1 原発事故で福島県から埼玉県などへ避難した住民ら 96 人が、国と東電に計 11 億円の損害賠償を求めた訴訟で、さいたま地裁（岡部純子裁判長）は 20 日、東電に賠償を命じる判決を言い渡した。国への請求は棄却した。
弁護団によると、原告は帰還困難区域内に住んでいた 17 世帯 51 人と、自主避難した 12 世帯 45 人。国と東電双方に賠償を求める訴訟は各地で起こされており、一部は最高裁で東電の敗訴が確定。国の責任については地裁、高裁ともに判断が分かれており、最高裁が近く、統一判断を示す見通しとなっている。

[大災害対策]
・大分大がクライシスマネジメント機構設立　感染症や災害危機に対応
＜朝日新聞　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4M737CQ4MTPJB007.html
大分大学は 19 日、感染症の流行や自然災害などの危機に対応するため、学内に「クライシスマネジメント機構」を設置したと発表した。設置は今月 1 日付。国や県、医療機関・地域社会などと連携し、データ管理や活用を通じて災害医療やパンデミック（世界的大流行）対応などにあたるとしている。
同大によると、災害時の防災・被災状況、医療情報などは、これまで各組織・団体内での共有にとどまるという課題を抱えていた。このため、避難所で手助けが必要な高齢者・障害者の割合や感染症の流行状況など災害時に災害・医療情報を適切に管理・共有し、地域 BCP（事業継続計画）作成の提案や人材育成につなげていくという。
機構長には西園晃副学長が就いた。「感染防疫」は「グローカル感染症研究センター」、「防災減災」は「減災・復興デザイン教育研究センター」、「医療福祉」は「医学部付属病院災害対策室・福祉健康科学部」と、同大の各組織が中心となり、一元的に対応する。記者会見した北野正剛学長は「医療、災害など、様々なクライシスに対応できる非常に大きな特色がある」と期待を述べた。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0kQNuP6mEebN1YhY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月 21 日版）
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yV8Wo-W9Cv3WzlNY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz1kQpeO7DPvQytVY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8mSuvD2acL6BH-hY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4Ha8ri-IYqyTDDpY
・We updated how to isolate at home regarding COVID-19 infection
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3EqAkhOOXpCvMIZY

◇マスコミ報道　見出し

・12 道県でコロナ感染増加　専門家「連休中は注意を」
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889476496148545536?c=39546741839462401
・ウイルスが 99%置き換わる日　世界ゆさぶる新型コロナ、次の波予測
＜朝日新聞　2022 年 4 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4N4216Q4DPLBJ006.html

・封鎖の上海、自殺相次ぐ　感染死者数を上回るとの見方も
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889459140702208000?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9WOpuzqdd7mGGe9Y
・第 81 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 4 月 20 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xFJ43uDmftsjBR5Y
・第 80 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 4 月 13 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7XtR98nPV_IKLHdY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-G5E4tzaQucf0aJY

・ワクチン 4 回目接種 3 回目から 5 か月間隔での実施を検討 厚労省
＜NHK　2022 年 4 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220422/k10013593141000.html

・モデルナ製 8 万回分、廃棄へ　大阪市、接種希望者少なく
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889396368190406656?c=39546741839462401

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/18 更新)
＜大学プレスセンター　2022 年 4 月 18 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(4/11 更新)
＜大学プレスセンター　2022 年 4 月 11 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン後遺症、若年層重く　仕事と治療両立課題
＜日経新聞　2022 年 4 月 20＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE041R70U2A400C2000000/

◇狂犬病リスク「上がらない」　避難民ペット、ネット炎上で釈明―農水省
＜時事ドットコム　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022042001153&g=eco
　農林水産省は２０日、報道各社の取材に対し、ウクライナ避難民が連れてきたペットへの対応について「狂犬病のリスクが上がるわけではない」と説明した。ワクチンを２回接種し、十分な量の抗体を確認した上で、飼い主に健康状態の報告などを義務付けており、インターネット上で多く出た非難の声に対し理解を求めた。

****

[3] 環境関連法改正情報（2022年3月分）の更新

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022年4月14日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[4] 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 14 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000234645

厚生労働省医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室

１．　改正の趣旨

○　毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。以下「令」という。）第 40 条の９の規定に基づき、毒物又は劇物の譲渡の際には、毒物劇物営業者から譲受人へ、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

○　令第 40 条の９の規定に基づく情報の提供方法について、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第４号。以下「規則」という。）第 13 条の 11 において、文書以外に磁気ディスクの交付等であって、譲受人が承諾した方法での交付を可能としている。

○　一方で、毒物又は劇物が、近年ではインターネットによる通信販売等で販売されることも多くなっており、そうした場合に、譲受人の承諾を得ることは困難な状況が生じている。

○　また、すでにインターネットは広く普及しており、購入者に、当該化学物質の成分や含量等を記した安全データシート（以下「ＳＤＳ」という。）の確認方法（二次元コードやＵＲＬの表示など）を示すことで、インターネットにアクセスしてＳＤＳを確認することも容易となっている。さらにこの方法の場合、当該情報を最新に維持すれば、常に最新のＳＤＳを入手することも可能となる。加えて、磁気ディスクのみならず、光ディスク等の媒体による交付も行われている。

○　このため、譲受人の承諾を得なくとも、当該情報が記載されたホームページアドレス（二次元コードを含む。）を伝達すること等による情報の提供を新たに認めることとする。

２．　改正の概要

○　令第 40 条の９の規定に基づく毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供方法として、磁気ディスクの交付に加え、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達も認めることとする（規則第 13 条の 11）。

３．　根拠条項

令第 40 条の９第４項

４．　公布日等

公布日　：令和４年５月下旬（予定）

施行期日：公布日

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の 募集について→下記[10]

****

[5] *健康安全*

◇原因不明の小児肝炎、欧米で広がる　死亡例なし　政府が情報収集

＜毎日新聞　2022 年 4 月 20 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220420/k00/00m/100/322000c

英国で今年１月以降、原因不明の子どもの急性肝炎の症例報告が相次いでいる。19 日までに米国を含め５カ国でも確認された。日本政府は、症例報告が目立つ英国などからの情報収集に努めている。

欧州疾病予防管理センター（ECDC）などによると、これまでに英国、米国のほかデンマーク、アイルランド、オランダ、スペインで症例が確認された。英保健当局によると８日までに 74 人の急性肝炎の症例報告があり、ほとんどが 10 歳未満。うち６人は肝臓移植を受けた。今のところ、死亡例はない。症状は黄だんや肝機能の数値の異常のほか、一部の症例では腹痛、下痢、嘔吐（おうと）などが報告された。ほどんどのケースで発熱はなかっ

た。

英保健当局によると、患者から従来の肝炎ウイルス（A～E 型）は確認されていない。調査中の症例の原因の一つとして、アデノウイルスの可能性が指摘されているが、新型コロナウイルスや他のウイルス、環境上の要因などを含めて引き続き調べている。米国で報告された 9 人はアデノウイルス検査も陽性だった。

松野博一官房長官は 20 日の記者会見で「(国内での発生症例の）報告は受けていない」と述べ、今後も情報収集を続ける考えを示した。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報(化学物質)No.08(2022)

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 4 月 14 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202208c.pdf

****

[7] ***廃棄物関係***

◇令和３年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況について

＜環境省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/110923.html

平成29年末以降の外国政府による使用済み廃プラスチックの輸入禁止措置、令和２年からの新型コロナウイルス感染拡大及び令和３年１月に発効したバーゼル条約附属書改正等による、国内の廃プラスチック類処理への影響を把握するため、都道府県等及び廃棄物処分業者に対し、今回で６回目となる廃プラスチック類の処理等に関するアンケート調査を行ったものです。

１．調査の概要

実施期間：令和３年11月～令和３年12月（令和３年10月末時点の状況について回答依頼）

回答対象：都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市の産業廃棄物主管部局並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者

回答率：都道府県及び政令市100%(47都道府県及び82政令市から回答)

産業廃棄物処分業者 30.2%（調査対象716者のうち216者から回答）

２．主な調査結果

産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の稼働率及び保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下しましたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認されました。

また、一部地域においては、保管上限超過の基準違反が確認されており、廃プラスチック類処分施設の処理量、稼働率、保管率の変化次第では、今後も廃プラスチック類の適正処理に支障が生じる、あるいは廃プラスチック類の不適正処理事案が発生する可能性は否定できません。

３．今後の対応等

バーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や、新型コロナウイルス感染拡大の状況等も踏まえながら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体等への情報共有を進めていきます。

加えて、以下の対策を引き続き進めているところです。

①令和元年５月31日付け「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環施策を展開。

②令和元年５月20日付け廃プラスチック類通知の内容について、自治体に再周知。

③令和元年９月の省令改正により創設した、優良認定処分業者の保管量の上限引上げ(処理能力×14日分→28日分)制度も活用しつつ、優良認定業者による処理を推進。

④高度リサイクル設備の導入を支援し、国内の資源循環体制を促進。

⑤包括的にプラスチックの資源循環体制を強化するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を令和４年４月１日施行。

添付資料

報告書(概要版)　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117912.pdf

報告書(詳細版)　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117913.pdf

◇日本国環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局との間の廃棄物分野における協力覚書の署名について

＜環境省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/110924.html

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇CO2 最大 2.4 億トン地中に　50 年、経産省の脱炭素方針

＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889431831058120704?c=39546741839462401

経済産業省は 20 日、二酸化炭素（CO2）を地中に閉じ込める脱炭素技術「CCS」に関し、2050 年に年間 1.2 億～2.4 億トンを貯留する方針を示した。CCS 事業を 30 年までに始める政府目標を明示し、長期の行程表を 22 年中にまとめる。同日開いた有識者会議で行程表の中間取りまとめ案として明らかにした。

20 年度の排出量は約 11 億トンで、50 年の貯留想定量はその 1～2 割に当たる。

CCS は工場などが排出する CO2 を回収し、地中深くに埋める技術。適切な地層を選ぶことで、千年にわたり貯留が可能との報告がある。

◇「民間によるJCM活用のための促進策のとりまとめに向けた提言」の公表について

＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110916.html

［備考］ JCM：Joint Crediting Mechanism、二国間クレジット制度

昨年 11 月の COP26 後に山口環境大臣が発表した「環境省　COP26 後の６条実施方針」においては、「民間資金を中心とした JCM の拡大」が３つのアクションの一つとされていたところです。環境省では昨年 12 月より、経済産業省とともに有識者委員が参画する「民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会」を計３回にわたり開催しました。今般、同検討会より、実務的な観点からの提言が行われましたので公表します。

今後は同提言を検討の基礎として、JCM 関係省庁とともに民間による JCM 活用のための促進策を検討・実施していきます。

１．提言の概要

我が国は途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するために推進する二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）をパリ協定６条に沿って実施しています。

「民間によるJCM 活用のための促進策に関する検討会」では、パリ協定の枠組みに沿って実施・改正されている現行のJCM制度を前提としつつ、民間企業による更なるJCMプロジェクト形成の促進に当たり、民間企業のヒアリング結果等も踏まえ、政府と民間企業の役割分担や実務的な課題を整理した上で、政府資金を活用しない民間資金を中心としたJCM（以下「民間JCM」という。）事業の組成促進策を検討し、日本国政府に対し以下の内容を含む提言を行っています。

JCMの現状と課題認識の整理：民間JCMの活用への期待

民間JCM活用の意義及び制度整備に関する民間からの期待：具体的手続等の整備の必要性

パートナー国への「日本の貢献」としての説明の考え方：民間JCMへのパートナー国の理解促進

クレジット配分の考え方：事前確認プロセスなどの予見可能性向上の重要性

個別プロジェクトベースでの支援

２．提言本体

提言本体については、以下のページを御参照ください。

https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html

【参考】「環境省　COP26後の６条実施方針（令和３年11月）」

https://www.env.go.jp/earth/MOEJ_A6.pdf

◇龍谷大学との地域脱炭素の推進に関する協力協定書の締結について
＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110945.html
環境省は４月25日（月）に、近畿エリアを始めとした日本全国における地域脱炭素の実現に向け必要となる人材の育成を図るため、龍谷大学と「地域脱炭素の推進に関する協力協定書」を締結いたしますので、お知らせします。
協定の概要
　目　　的：二者が協力し、人材育成により地域脱炭素及び地域循環共生圏の実現に寄与すること。
　協力内容：①　エネルギー分野や、プロジェクトファイナンス、地域における合意形成などの知見を有し、地域脱炭素の実現に貢献する人材の育成に関する事項
　　②　地域脱炭素及び地域循環共生圏に取り組む自治体への支援に関する事項
****
[9] *環境安全関係*
◇（仮称）新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110941.html

◇（仮称）八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110935.html
****
[10] *調査、公募、意見募集等*
[公募、意見募集等]
◇「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の 募集について
＜厚生労働省　2022 年 4 月 14 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220012&Mode=0
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）→ 上記[4]参照。

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更案に関する 意見募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2022 年 4 月 14 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220002&Mode=0

◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案)」に対する御意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2022 年 4 月 17 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220003&Mode=0

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案)」に対する御意見の 募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2022 年 4 月 17 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220004&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]
◇「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」 に対して寄せられた御意見等について
＜厚生労働省　2022 年 4 月 15 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210340&Mode=1
****
[11] *その他省庁発表*

◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2022年4月分）
～永久磁石の磁気特性測定方法、妥当性確認と検証などの JISを制定・改正しました～
＜経済産業省　2022年4月20日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220420003/20220420003.html?from=mj
今回のJISの制定・改正内容
① 高性能永久磁石の磁気特性測定方法に関するJIS制定
② 妥当性確認と検証に関するJIS制定
****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第１回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します(オンライン開催)
　　4 月 27 日
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1kCKmBm-VJql0AxY
（1）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（2）その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　４月 25 日、非公開
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz1kQpeO7DPvQydVY
　　医薬品コミナティ筋注及びスパイクバックス筋注について
・食品安全委員会（第 856 回）の開催について　　4 月 26 日
＜内閣府　2022年4月21日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai856.html
（1）令和４年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（2）令和４年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（3）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
　・農薬　３品目
　　イソフェタミド
　　クロルフルアズロン
　　フルトラニル
　・農薬及び動物用医薬品　１品目
　　シペルメトリン
（4）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
　・「線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
　・「JPBL012 株を利用して生産されたプロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（5）評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について
　・「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針の一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集に
　　ついて
（6）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　・遺伝子組換え食品等「JPAN004 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
　・遺伝子組換え食品等「JPBL007 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
（7）食品安全委員会の運営について（令和４年１月から３月まで）
（8）その他
・日本産業標準調査会　第４回　基本政策部会　　4月26日
＜経済産業省　2022年4月20日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44847
1. 関係省庁の取組について
2. 論点の整理及び政策の方向性について
3. 意見交換
・「令和４年度消費者月間 保護者向け消費者被害防止セミナー」の開催について
＜消費者庁　2022 年 4 月 20 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/028428/
1. 「成年年齢引下げ」ってそもそもどういうこと?
2. 懸念される新成人の消費者トラブル
3. もしトラブルに巻き込まれたら
4. 正しい知識に基づく日頃からの注意が一番の対策
事前収録済みの動画を消費者庁 YouTube 公式チャンネルにて配信。
配信開始は令和４年５月中旬を予定。

[開催記録、報告、資料等]
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和３年度第 17 回）議事概要　　３月 23 日
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xVOZiwqtR4m2Kt9Y
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・研究開発基盤部会（第 12 回）議事録　　２月９日
＜文部科学省　2022 年 4 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfAac6jgMhNvxbJ
1. 大学等の研究設備・機器の共用化の状況とガイドラインについて
2. その他
・第 13 回多様化する労働契約のルールに関する検討会（議事録）　　３月 17 日
＜厚生労働省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y12XhQSjSYe4J1FY
とりまとめに向けた議論
****

[13] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 582 号　2022 年 4 月 20 日　から＞

〇国際
・Additional studies in Combined Exposures database are now available in eChemPortal
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 4 月 14 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/echemportalglobalportaltoinformationonchemicalsubstances.htm
---

〇欧州
・Spain: Notification in accordance with 1.9.4 - Restrictions for vehicles carrying dangerous goods (update)
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 4 月 14 日＞
https://unece.org/transport/dangerous-goods/country-information-competent-authorities-notifications
標記情報が更新された。
Country information (Competent Authorities, Notifications) - SPAIN →
https://unece.org/sites/default/files/2022-04/Spain_2022-04_0.pdf
・Draft amendments to Annexes A and B of ADR - Consolidated list (Russian version added)
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 4 月 14 日＞
https://unece.org/transport/documents/2022/02/reports/agreement-concerning-international-carriage-dangerous-goods
標記情報が更新された。
ADR 2021 - Agreement concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road
→ https://unece.org/adr-2021-files

・Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on reporting of environmental data from industrial installations and establishing an Industrial Emissions Portal[PDF]

＜欧州理事会(Council of the European Union)　2022 年 4 月 11 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_8121_2022_INIT&qid=1649824365998&from=EN

標記提案が公開された。

・Commission Regulation (EU) 2022/586 of 8 April 2022　amending Annex XIV to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council　concerning the Registration,Evaluation, Authorisation and Restriction　of Chemicals (REACH)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 4 月 11 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R0586&qid=1649812508731

標記規則（附属書 XIV）の修正に関して官報公示された。発効日は 2022/05/01。

・The JRC releases a new Certified Reference Material for pesticides in wheat.

＜欧州委員会(EC)　2022 年 4 月 11 日＞

https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news/towards-more-reliable-measurements-pesticides-wheat-2022-04-11_en

Joint Research Centre(JRC)に関するニュースが掲載された。

・G/TBT/N/EU/886　Draft Commission Regulation (EU) …/…of XXX amending Annexes III and VI to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council

＜欧州委員会(EC)　2022 年 4 月 12 日＞

https://epingalert.org/en/Search/Index?countryIds=C036%2CC124%2CC156%2CU918%2CC410%2CC702%2CC756%2CC158%2CC764%2CC826%2CC840%2CC704&distributionDateFrom=2022-04-11&distributionDateTo=2022-04-13&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F886

標記ドラフトに関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/06/11 まで。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 11 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

3 物質について CLP 規則による欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、 2022/06/10 までの意見募集を開始した。

・Occupational exposure limits - Consultations on OEL recommendation

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 11 日＞

https://www.echa.europa.eu/oels-pc-on-oel-recommendation

Cobalt and inorganic cobalt compounds の職業暴露限界（OEL）に関する ECHA scientific report への意見募集を開始した。意見募集は 2022/06/10 まで。

・Five substances added to REACH Authorisation List

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 12 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/five-substances-added-to-reach-authorisation-list

・Upcoming changes to REACH information requirements

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 12 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/upcoming-changes-to-reach-information-requirements-1

REACH に基づく化学物質登録のための情報要件を改定し、 2022/10/14 から適用する予定。

・Accession countries need targeted support to prepare for EU chemicals laws

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 13 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/accession-countries-need-targeted-support-to-prepare-for-eu-chemicals-laws

標記ニュースが掲載された。

・ECHA Weekly - 13 April 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 13 日＞

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-150

[英国]

・G/TBT/N/GBR/47　The Toys and Cosmetic Products (Restriction of Chemical Substances) Regulations 2022

＜英国　2022 年 4 月 13 日＞

https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-04-13&distributionDateTo=2022-04-17&viewData=G%2FTBT%2FN%2FGBR%2F47

標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/6/14 まで。

〇米国

・Asbestos Part 1: Chrysotile Asbestos; Certain Conditions of Use under the Toxic Substances Control Act

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/public-inspection/2022-07601/asbestos-part-1-chrysotile-asbestos-certain-conditions-of-use-under-the-toxic-substances-control-act

標記に関する規則が提案された。意見募集は 2022/06/13 まで。 WTO/TBT 通報 →

https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-04-13&distributionDateTo=2022-04-17&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1850

・Request for Nominations for the Science Advisory Board IRIS Hexavalent Chromium (Cr(VI)) Review Panel

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 13 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/13/2022-07943/request-for-nominations-for-the-science-advisory-board-iris-hexavalent-chromium-crvi-review-panel

標記について官報公示された。公募期間は 2022/05/04 まで。

・Perfluorohexanoic Acid (PFHxA)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 14 日＞

https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=353986

Perfluorohexanoic Acid (PFHxA)等に関する会合情報が掲載された。口頭意見発表の登録は、2022/05/09 まで。

・Supplement to the 2019 Integrated Science Assessment for Particulate Matter

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 14 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/14/2022-07938/supplement-to-the-2019-integrated-science-assessment-for-particulate-matter

標記文書の利用可能時期に関するお知らせが官報公示された。

・Availability of the Draft IRIS Toxicological Review of Formaldehyde (Inhalation)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 14 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/14/2022-07964/availability-of-the-draft-iris-toxicological-review-of-formaldehyde-inhalation

標記に関するパブリックコメントについて官報公示された。意見募集は 2022/06/13 まで。

External Review Draft, 2022 → https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=248150

Interagency Science Consultation Draft, 2021 →

https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=353316

・EPA Publishes 29th Annual U.S. Greenhouse Gas Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 14 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-publishes-29th-annual-us-greenhouse-gas-inventory

---

〇カナダ

・カナダ環境・気候変動省、石油・ガス部門のメタン排出削減の強化に向けた 規制準備のための意見公募を開始 (2022.03.25 発表)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 4 月 11 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46953&oversea=1

○お詫び＜独立行政法人製品評価技術基盤機構　化学物質管理センター＞

先週の【NITE ケミマガ】第 581 号におきまして、米国環境保護庁(US EPA)の 情報に関する概要に誤りがございました。以下のとおり修正してお詫び申し上げます。

ACSES ニュースレター_２２９７号（2022 年 4 月 18 日）

［17］海外の化学物質管理情報

○米国

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for January 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 3 月 31 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/31/2022-06802/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-january-2022

［誤り］ TSCA に基づき 2022/01/01～2022/01/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)を官報公示した。

↓

［正］ TSCA に基づき 2022/01/01～2022/01/31 に届出された PMN/SNUN/MCAN のうち、 リスクを呈する可能性が低いと判定したものについて官報公示した。

****

［13］ ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・秋田県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について

＜環境省　2022年4月20日＞　https://www.env.go.jp/press/110986.html

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内80,81,82,83,84例目）

＜環境省　2022年4月20日＞　https://www.env.go.jp/press/110984.html

・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内64例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022年4月20日＞　https://www.env.go.jp/press/110983.html

・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 20 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220420_2.html

・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 21 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220420_1.html

・青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 19 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220420_3.html

・北海道の衰弱野鳥及び死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110996.html

・北海道での高病原性鳥インルエンザ発生（野鳥国内74例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110995.html

・北海道での高病原性鳥インルエンザ発生（家きん国内20例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110994.html

・北海道での高病原性鳥インルエンザ発生（家きん国内21例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022年4月21日＞　https://www.env.go.jp/press/110993.html

・秋田県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内22例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220421.html

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220420.html
・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022年4月21日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220421_3.html
・ブルガリアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022年4月21日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220421_2.html
---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・蓄電池生産「２０３０年までに２０倍に」…補助金拡充し世界シェア維持へ
＜読売新聞　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220420-OYT1T50328/

政府は、国内企業の蓄電池製造を後押しするために、２０３０年に６００ギガ・ワット時の生産能力を確保する目標を設定する。２０年の２０倍となる高い目標で、民間企業の投資を促す補助金を拡充し、世界の市場占有率（シェア）を維持する。原材料の調達で優位になることを期待する。

蓄電池は電気自動車（ＥＶ）のほか、太陽光や風力発電といった再生可能エネルギーの普及に欠かせない。経済産業省が近く目標を示し、夏までにまとめる政府の蓄電池産業戦略に支援策を盛り込む。

目標では、３０年までに国内に１５０ギガ・ワット時の生産態勢をつくる。これまでは、車載用を念頭に、１００ギガ・ワット時の能力を目標にしてきた。残り４５０ギガ・ワット時は、海外生産を想定している。

車載用の製造ラインを国内に作る場合、６ギガ・ワット時で、約１０００億円の投資が必要とされる。達成には、単純計算で１０兆円規模が必要となる。今後、数年間にわたって民間投資を促す補助金を拡充する方針だ。

日本の車載用蓄電池の世界シェアは１５年には４割を占めてトップだったが、２０年には中国や韓国勢に押されて、２割まで低下した。原料となるレアメタル（希少金属）の確保を巡って、各国の競争は激しくなっている。一定のシェアを占めることで、材料確保に一定の影響力を持たせることを目指す。

当面はリチウムイオン電池が製造の主体となるが、３０年頃には安全性に優れる「全固体電池」の実用化を目指すことも戦略に書き込む。

◇その他

・産総研、若手 245 人を無期雇用　不安定身分を改善、優秀人材確保
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889481173329723392?c=39546741839462401

国内最大規模の公的研究機関の産業技術総合研究所が 4 月から、任期付きの若手研究者 245 人を定年まで働ける無期雇用に切り替えたことが 20 日、分かった。日本の科学技術力の低下が指摘される中、不安定な身分を改善し、研究に専念できる体制を整えて優秀な人材を確保する狙い。

国内では、理化学研究所で約 300 人の有期雇用の研究者が本年度末に雇い止めの懸念があるなど、雇用条件が厳しい研究者が多い。長期的視点で研究に打ち込める環境を提供する取り組みは注目を集めそうだ。

産総研によると、無期雇用の対象となった若手研究者はもともと 5 年の任期付きで採用された。

・「教員不足」で緊急通知　“特別免許制度の積極活用を”　文科省
＜NHK　2022 年 4 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220421/k10013592721000.html

新年度も各地で厳しい「教員不足」の状況が発生しているとして、文部科学省は教員免許がなくても知識や経験がある社会人を採用できる制度を積極的に活用するよう全国に緊急で通知しました。

文部科学省が昨年度初めて行った全国調査では、4 月の始業日の時点で公立の小中学校や高校などで合わせて 2558 人の教員不足が明らかになりましたが、今年度も厳しい教員不足の状況が報告されているとして、文部科学省は全国の教育委員会に緊急で通知しました。

この中では、教員免許がなくても知識や経験のある社会人を教員として採用できる特別免許の制度について、博士号を取得した人や国際的なコンクールで実績がある人などにも基準を緩和できるとしたうえで、積極的な制度

の活用を促しています。
また、教員免許を持つ人を採用できない場合に例外的に認められる臨時免許についても、中学校の免許がある人に小学校の臨時免許を与えたり、免許があったものの更新しなかった人に臨時免許を与えたりできるとしています。
そのうえで、特別免許や臨時免許で採用される人は必要な知識や技能が不足していることも想定されるとして、各自治体に適切な研修を求めています。
教育財政や教員の配置に詳しい日本大学の末冨芳教授は「緊急的な対策だけでなく抜本的な対策を同時に進めることが重要で、この状況が続けば子どもの学びや成長への影響が懸念される。国や自治体は事態の深刻さを認識し正規の教員をしっかり確保できるよう予算を確保していくことが重要だ」と指摘しています。

・教育現場を支える非正規教員 9 万 8000 人
＜NHK　2022 年 2 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220224/k10013495441000.html
「仕事は同じでも、月給は正規職員より 10 万円以上少ないです」　----＞　*末尾［付録］*

・愛情ホルモンで父マウスも子育て　分泌で積極的に
＜共同通信　2022 年 4 月 20 日＞　https://nordot.app/889191243570462720?c=39546741839462401
　雄のマウスが子を巣に連れ帰ったり温めたりといった子育て行動を取る際、ホルモン「オキシトシン」が重要な役割をしていることが分かったと、理化学研究所と群馬大のチームが米科学誌に 19 日発表した。人にもあり、「愛情ホルモン」とも呼ばれる物質。分泌を促進すると子育てに積極的となり、阻害すると子を無視するようになった。
　オキシトシンは雌のマウスでは出産や授乳など子育て行動を促進する働きがあることが知られていたが、雄ではよく分かっていなかった。
　交尾を経験していない雄は他のマウスの子に対して攻撃的な一方、交尾を経験したり雌と一緒に過ごしたりすると子育てするようになる。
****
[付録]
◇教育現場を支える非正規教員 9 万 8000 人
＜NHK　2022 年 2 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220224/k10013495441000.html
「仕事は同じでも、月給は正規職員より 10 万円以上少ないです」
そう話すのは公立の小学校で非正規の教員として働き続ける 40 代の女性です。
子どもたちの成長を日々感じる教員の仕事はとても魅力があり多少の苦労や困難があっても続けたいと考えてきました。
しかし、頑張っても頑張っても給料はおよそ 10 年間上がらず「やりがい搾取」という言葉が頭に浮かぶようになったといいます。
公立の小中学校や高校などで働く非正規の教員や講師は総務省の調査ではおととしの時点でおよそ9万8000人に上っています。現場の声を取材しました。
正規教員と仕事と責任は同じ
「子どもたちが楽しく学校生活を送れて、小学校は楽しかったなと思えるような時間を過ごしてほしい」
1 年や半年などの短期間の契約を繰り返し更新して公立の小学校で非正規の教員として働き続ける 47 歳の女性です。
2 年生のクラス担任をつとめています。
「臨時教員」という勤務形態で現在、14 年目。
勤務は契約では週 5 日、1 日 7 時間 45 分となっています。
正規職員の教員と仕事の内容や責任は変わらないといいます。
子どもや保護者からみても正規と非正規の教員で違いはなく授業や保護者面談なども同じように行っています。
また、女性は子どもへの接し方や保護者の対応などで悩んでいる若手の正規教員から相談をされることもあり自

分の経験からアドバイスをしています。
女性：「もともとは正規教員として勤務していて結婚を契機に 1 度退職しましたが、その後、夫が亡くなり、2 人の子どもを育てるため、非正規の教員として働き始めました。再び、正規教員の試験を受けようと思いましたが、子育てや親の介護で難しかったです。ただ、正規と非正規で待遇の差がここまであるとは思ってもみませんでした」

正規教員より月給は 10 万円以上少ない

女性が働く小学校ではおよそ 60 人の教員のうち、10 人ほどが非正規で、非正規の教員がいないと学校の運営は維持できないといいます。
その一方で給与は正規教員と大きく違っています。
女性の月給は額面でおよそ 23 万円。
非正規の教員として働き始めた時の月給は 20 万円あまりでおよそ 10 年間は全く変わりませんでした。
その後、この 4 年ほどの間におよそ 3 万円上がりました。
ただ、現在の月給は自治体が条例で定めた上限額なのでこれ以上は上がりません。
また同じキャリアの正規教員と比べると月給は 10 万円以上少ないといいます。
民間企業では同じ内容の仕事に対して同じ水準の賃金を支払う「同一労働同一賃金」が導入されています。
厚生労働省のガイドラインでは同じ会社で働く正社員と非正規雇用の人で、仕事の内容や責任の重さ、配置の変更範囲などが同じであれば、同じ額の基本給を支払わなければならないとしていて、法律で、不合理な待遇の格差は禁止されています。
総務省に取材すると自治体で働く公務員にも地方公務員法で同様の考え方が取り入れられているといいます。
しかし女性は非正規の教員として働き続ける中で正規教員との待遇の格差を感じています。
女性：「同じように働いているため誰が正規教員で誰が非正規教員かはお互いわからない状態です。自分も 14 年続けていて、スキルアップをしていると思っていて難しい仕事も回ってくると学校側も任せてくれているんだと感じます。しかし、給料だけは頭打ちになっていてどうしても仕事に見合った給料だとは思うことができないんです」

“やりがい搾取”

女性は契約が更新されなければ仕事を失うという不安定な立場から教員を続けるために負担の大きい仕事も引き受けていると話します。
女性はこれまでに勤務した学校でトラブルが多いクラスの担任になれば来年度も仕事を続けられると校長から打診された経験があるといいます。
このクラスは担任を引きうける正規教員がいませんでした。
女性はこのクラスの担任にならないと仕事がなくなると思い、断ることができませんでした。
女性：「正規教員は断っても仕事がなくなることはないですよね。私たちは契約が不安定なので、諦めの気持ちで返事をするしかありませんでした。教員の仕事はやりがいがあり本当に魅力的です。しかし、非正規教員は教員としてのやりがいだけで低い給料で使われ続ける“やりがい搾取”だと感じてしまいます」

総務省「昇給の概念がない」

自治体を指導する立場の総務省はどう考えているのか。
総務省によりますと非正規の教員はあくまでも臨時的な立場であるため経験年数などを踏まえた昇給の概念はないということです。
ただ実態は長年、働き続ける非正規の教員が少なくなく総務省が自治体を対象にした非正規の教員などに関するマニュアルでは次のような記載があります。

「給与水準の考え方 常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定することとなります」

このマニュアルでは非正規の教員の給与は同じ職場で働く正規教員の大学卒業者の初任給をベースに、経験に基づいて加算するとされています。
しかし、経験やスキルを積んでも自治体が上限額を設定しているため月給が上がる仕組みになっていないケース

が多いと専門家は指摘します。
地方自治総合研究所 上林陽治委嘱研究員：「長年、働き続ける非正規教員が多いのに制度上はあくまでも臨時的に働くとなっていることが問題の根底にある。言葉を選ばずに言うと正規と非正規で差別的な構造になっていると思う」

非正規の待遇改善に向けた制度が始まる

非正規の教員などの待遇を改善するために国は、昨年度から新たな制度を始めました。
この制度は地方自治体などにも「同一労働同一賃金」の考え方を取り入れようというもので非正規の公務員として働く教員や保育士、図書館司書などにボーナスの支給などができるようになりました。
それまでは「臨時的任用職員」や「特別職非常勤職員」など、さまざまな形態だった非正規の公務員の多くは「会計年度任用職員」と呼ばれる職員として働くことになりました。

教育委員会と話し合う場がなくなった

「もともと待遇がよかったわけではなかったが、よりひどくなったと感じている」
そう話すのは「会計年度任用職員」で、公立の高校で、ALT＝外国語指導助手として働くアメリカ人の 50 代の男性です。
日本人女性と結婚し、20 年以上前に来日。
民間企業などで英語講師として長年働き、非正規の講師として 5 年以上働いています。
新しい制度にあわせて男性もおととし 4 月から 1 年契約の「会計年度任用職員」となり、勤務しています。
この制度になってボーナスが年間数万円支給されるようになりました。
男性と同じ ALT の場合、年度当初に、教育委員会から勤務時間数と勤務日数の提示を受けます。
男性は年々、勤務時間数が減らされ、最も多かった時期より年間で 50 時間近く少なくなっていてその分、給料も減ってしまいました。
ALT のアメリカ人の男性：「学校全体で必要とする授業数は変わっていないんです。なのに、新しい ALT を採用して、同じ授業数を複数の ALT で分けることになったため、さらに働けなくなってしまいました。そして、誰もなぜ授業時間数が削減されたか理由も教えてくれない」
このため安定して働くことができるようにしてほしいと男性は個人で加入している労働組合を通じて教育委員会に団体交渉を申し入れました。
男性が入っている労働組合にはほかにも外国人の ALT が加入していてこれまでに教育委員会と団体交渉を行って改善につながったことがあったからです。
しかし、男性にとって思ってもみなかったことが起きました。教育委員会から「会計年度任用職員制度に移行した後のことについては、団体交渉に応じられない」と回答があったのです。
男性はどうして教育委員会の対応が変わってしまったのか、なぜ認められないのか理解できませんでした。

「いい教育ができない」

その理由は男性が「会計年度任用職員」となったことにありました。
「行政現場で働く職員」としての義務を明確化するため地方公務員法の適用を受けるようになったのです。
警察職員などをのぞき「公務員」には、憲法に定められた労働三権のうち、すべての権利が認められているのは団結権だけです。
このため男性もこれまでのように教育委員会と団体交渉ができる権利がなくなっていたのです。
総務省に取材すると「会計年度任用職員」は各自治体に設置された人事委員会などの制度で給与の削減などについて調査や是正を求めることができるようになったとしています。
しかし男性はこの制度で申し立てをできることについてほとんど知られていないと話します。
ALT のアメリカ人の男性：「制度自体説明されていませんし、ほとんどの人が知らないのではないでしょうか。ALT の収入では生活も維持できず、来年度の働き先があるかも分からない。このようなことを続けていれば子どもたちにいい教育は提供できないしやめてしまう人が多くなると思います」
専門家からもこの制度では非正規の公務員の待遇改善につなげていくのは難しいと声が聞かれます。
地方自治総合研究所 上林陽治委嘱研究員：「ALT として働くアメリカ人の男性のように会計年度任用職員の場合は前の年より勤務時間や給与が減っても毎年、新しい契約を結ぶことになっているのでこの制度で救済される対

象にはならない可能性が高いと思います。
新しい契約をしたのだからその内容が前の年より悪くても契約したのは本人だということにされてしまうのです」
「また、人事委員会などの制度は、実際に働いている間しか利用できず、雇い止めにされた後に申し立てることはできません。もともと、正規の職員のための制度を、状況がまったく異なる非正規の人にあてはめても、権利を保護できないのではないかと考えています」

“非正規教員“の待遇改善を

総務省の調査によりますと公立の小中学校や高校などで働く非正規の教員や講師はおととしの時点で全国でおよそ9万8000人に上ります。
子育てや介護で短期間しか勤務できなかったり転勤が難しかったりして非正規という働き方を選ぶ人もいます。
しかし、取材を続ける中で正規教員と仕事の内容や責任が同じなのに給与などの待遇が低すぎて、現場で働く人からは「教育への思いはあるがモチベーションが維持できない」という声が相次いでいました。
そして子どもたちの教育への悪影響を懸念する声も多く聞きました。
非正規の教員として働く人たちの待遇改善のためにはどうすればいいのか、私たち一人一人も考えていかなくてはいけないと思います。

◇「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」
～併せて、化学設備等の定期自主点検におけるドローン導入マニュアル、事例集を作成～

＜厚生労働省　2022年4月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=tU8UPHZw70R8gvInY

厚生労働省は、経済産業省、消防庁と連携し、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を改訂しました。併せて、「化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル」と「プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集」を作成したので、お知らせします。

このガイドラインは、平成31年３月に公表されたもので、コンビナート等の石油精製、化学工業等のプラントにおいてドローンを活用し、プラントの保安力向上や労働災害撲滅を目的にしたものです。２度目となる今回の改訂は、ドローン活用の安全性向上、航空法改正への対応を目的としています。

また、ガイドライン改訂に併せて作成したマニュアルでは、労働安全衛生法の規定による化学設備等の定期自主検査で、目視検査をドローン等で撮影した画像に代替する場合の留意事項などを示しています。事例集では、ドローン等を活用した化学設備等の定期自主検査等の事例を紹介しています。

厚生労働省では、今回の改訂と、マニュアルや事例集の活用により、プラント保安分野におけるドローン活用がさらに促進されることを期待しています。

≪今回の主な改訂内容≫
１．令和２年度に行った実証実験の成果を踏まえ、設備の至近距離での飛行における安全確保のために必要な措置の整理。
２．リスクアセスメントの具体例の充実等
３．令和２年６月に行われた航空法改正ならびに、令和３年９月に行われた航空法施行規則改正による制度変更への対応。

■ガイドラインについて
コンビナート等の石油精製、化学工業等のプラント内などで、プラント事業者がドローンを安全に活用・運用するための留意事項を整理したものです。
プラントにおいて、ドローンを活用することにより、高所からの撮影が容易になり、将来的に日常点検や災害時の迅速な点検を行うことが可能となり、プラントの保安力向上や労働災害撲滅に繋がることが期待されています。
平成31 年３ 月に作成されたこのガイドラインは、令和２年３月に１度目の改訂を行っており、今回で２度目の改訂となります。

≪化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル≫
「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」に従い、
労働安全衛生規則第276条の規定による化学設備等の定期自主検査で、目視検査を

ドローン等で撮影した画像に代替する場合の留意事項などを示したマニュアルです。
≪プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集≫
ドローン等を活用した化学設備等の定期自主検査等の事例集です。

【資料１】プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver3.0
※「石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト」に掲載しています。
■URL
https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/jisyuhoan_shiryo.html
【資料２】化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル ～「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver3.0」の実践～
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000931253.pdf
【資料３】プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000931254.pdf

◇電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について
＜経済産業省　2022 年 4 月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220420001/20220420001.html?from=mj
令和 3 年 5 月に策定した無電柱化推進計画（国土交通大臣決定、計画期間：令和 3 から 7 年度）に基づき、今年度、関係省庁（資源エネルギー庁、国土交通省、総務省）が連携し、新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策をとりまとめました。
1. 背景
これまで、経済産業省資源エネルギー庁では、関係省庁と連携して無電柱化の取組を進めてきました。しかし、全国には依然として約 3,600 万本の電柱が存在し、毎年数万本単位で増え続けている状況です。そこで、新設電柱の増加要因の調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を関係省庁が連携して検討してまいりました。
2. 調査結果と対応方策
新設電柱の調査は、資源エネルギー庁、総務省が主となり、国土交通省道路局、都市局と連携し、令和 3 年 4 月より実施してまいりました。調査結果の概要はこちら(別紙 1)
令和 3 年 4 月から 12 月までの調査結果をもとに、電柱が新設されるケースを類型化し、ケースごとに対応方策をとりまとめました。
対応方策の詳細はこちら(別紙 2)
今後は、関係省庁が連携して対応方策を推進し、新設電柱の抑制に取り組んでまいります。
関連資料
別紙 1：新設電柱の調査結果概要（令和 3 年 4 月から 12 月）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/data/bessi1_overview.pdf
別紙 2：分析結果を踏まえた対応方策（令和 4 年 4 月関係省庁連絡会議）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/data/bessi2_countermeasure.pdf
別紙 3：無電柱化推進計画（令和 3 年 5 月策定）概要
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/data/bessi3_plan.pdf
---

◇ご自身の強みを約 15 分で診断できるホワイトカラー対象の職業能力診断ツール「ポータブルスキル見える化ツール」を提供中
～キャリアコンサルタント向けのマニュアルと映像教材も合わせて提供～
＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-20kkdePOM_k_OFY
厚生労働省は、ミドルシニア層のホワイトカラー職種の方を対象に、ポータブルスキル※１を測定し、それを活かせる職務や職位を提示する「ポータブルスキル見える化ツール」を開発し、先月の３月４日から提供を開始しています（別添参照）。

このツールの主な特徴は、ご自身では気付くことが難しい強みを発見し、可能性を広げるサポートをしてくれる機能です。15 分程度の入力で出てくる診断結果をもとに、持ち味を活かせる職務や職位が確認できるため、キャリア形成やキャリアチェンジにおいて強みを発揮することができるようになります※２。

さらに、このツールの提供に合わせて、キャリアコンサルタントなどの支援者が、ホワイトカラー職種のミドルシニア層の求職者・相談者等に相談支援を行う際に、このツールを活用しやすくするためのマニュアルと映像教材を、厚生労働省ホームページに掲載しました※３。

厚生労働省では、こうしたツールの活用などを通じて、引き続き、職業能力を見える化し、キャリア形成やキャリアチェンジに役立つ取り組みを進めていきます。

※１ ポータブルスキルとは、業種や職種が変わっても強みとして発揮できる持ち運び可能な能力（一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）が開発）。

※２ ポータブルスキル見える化ツール（ホワイトカラーの職業能力診断ツール）

令和元年度、２年度「職業能力診断ツール開発に向けた調査・研究事業」及び令和３年度「職業能力診断ツール活用促進等事業」により開発。「job tag(職業情報提供サイト（日本版 O-NET））」内に掲載中

https://shigoto.mhlw.go.jp/User/VocationalAbilityDiagnosticTool/Step1

※３ キャリアコンサルタント向け活用教材掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23112.html

【別添】ポータブルスキル見える化ツール（ホワイトカラーの職業能力診断ツール）

https://www.mhlw.go.jp/content/11806001/000931528.pdf

・<u>ポータブルスキル見える化ツール（職業能力診断ツール）</u>

＜厚生労働省　2022 年 4 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzlgRpOK6DfrRyJRY

ツール概要

ポータブルスキル※を測定し、それを活かせる職務、職位を提示するツールです。

特に、ミドルシニア層のホワイトカラー職種の方がキャリアチェンジ、キャリア形成を進める際にご使用いただくことを想定しています。

（なお、本ツールは、キャリアコンサルタント等の支援者が求職者や相談者等に対し相談支援を行う際に活用することを前提としています。）

※ポータブルスキルは、一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）が開発したものです。

ツールは以下のリンク先からご利用いただけます（クリックすると職業情報提供サイト（日本版 O-NET）内のページにジャンプします。）。

https://shigoto.mhlw.go.jp/User/VocationalAbilityDiagnosticTool/Step1

********** 以上 **********